

県有施設の外壁等劣化調査業務積算基準

1. 目的

この基準は、山形県県土整備部及び総合支庁建設部が山形県の建築物及びその附帯施設（以下「県有施設」という。）に係る外壁等劣化調査の業務を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「調査業務委託料」という。）の積算の標準的な方法についてその合理的な方法を定め、もって調査業務委託料の適正化を図ることを目的とする。

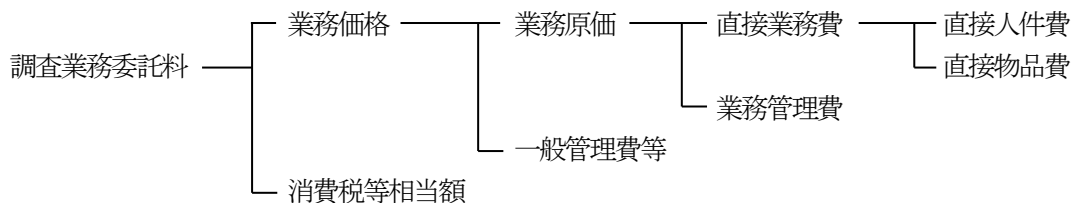
2. 適用範囲

この基準は、県有施設に係る建築基準法12条第2項に基づく建築物の点検における「タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況調査」に関する業務（以下「調査業務」という。）に適用する。

3. 調査業務委託料

3. 1 調査業務委託料の構成

調査業務委託料の構成は以下のとおりとする。



3. 2 調査業務委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、調査業務に直接従事する技術者が当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1日当たりの額に調査業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 直接物品費

直接物品費は、調査業務に直接従事する技術者が当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用で、次に掲げるものとする。

①事務用品等の消耗品の費用

②脚立、テストハンマー、工具、計測機器等の機材の損料

(3) 業務管理費

業務管理費は、調査業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。

業務管理費の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

①総合調整費 業務全般の総合調整に関する費用

②福利厚生費 現場従業員に対する慰安娯楽、貸与被服、医療等の福利厚生に要する費用

③通信交通費 現場従業員の出張旅費、発注者等への連絡交通費、連絡用車両の損料及び電話、郵便等の通信費

④安全管理費 危険防止等の安全管理に関する費用

⑤技術管理費 資料の作成、諸手続、資格等の届出その他の技術管理上必要な費用

⑥その他 上記のいずれにも属さない費用

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費（営業費を含む。）及び営業利益とする。

一般管理費の科目及びその内容は、次に掲げるものとする。

- ② 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬
 - ② 従業員給料手当 現場従業員を除く従業員に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰上額を含む。）
 - ③ 退職金 従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
 - ④ 法定福利費 従業員に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
 - ⑤ 福利厚生費 現場従業員を除く従業員に対する慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生に要する費用
 - ⑥ 修繕維持費 建物、装置等の修繕維持、倉庫物品の管理等に要する費用
 - ⑦ 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
 - ⑧ 通信交通費 通信費、交通費及び旅費
 - ⑨ 光熱水費 電力、水道、ガス等の使用料
 - ⑩ 調査研究費 技術研究、開発等に要する費用
 - ⑪ 広告宣伝費 広告、公告又は宣伝に要する費用
 - ⑫ 交際費 得意先、来客等に対する接待、慶弔見舞及び中元歳暮品等に要する費用
 - ⑬ 寄付金 社会福祉団体等に対する寄付金
 - ⑭ 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料
 - ⑮ 減価償却費 減価償却資産に対する償却額
 - ⑯ 租税公課 事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
 - ⑰ 保険料 火災保険その他の損害保険料
 - ⑱ 雑費 上記のいずれにも属さない費用
- (5) 消費税等相当額
- 消費税等相当額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、業務価格に課される消費税等の額とする。

3. 3 調査業務委託料の積算

調査業務委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned}
 (\text{調査業務委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{直接物品費}) + (\text{業務管理費}) + (\text{一般管理費等}) \\
 &\quad + (\text{消費税等相当額}) \\
 &= (\text{直接業務費}) + (\text{業務管理費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税等相当額}) \\
 &= (\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税等相当額}) \\
 &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額})
 \end{aligned}$$

3. 4 調査業務委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の労務数量に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた労務単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{労務数量}) \times (\text{労務単価}) \}$$

(2) 直接物品費

直接物品費は、直接人件費に対する比率（以下「直接物品費率」という）を定め、次式により算定する。

$$(\text{直接物品費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{直接物品費率}) + (\text{別途積み上げ分})$$

(3) 業務管理費

業務管理費は、直接業務費に対する比率（以下「業務管理費率」という）を定め、次式により算定する。

$$(\text{業務管理費}) = (\text{直接業務費}) \times (\text{業務管理費率}) + (\text{別途積み上げ分})$$

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、業務原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という）を定め、次式により算定する。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times (\text{一般管理費等率})$$

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$